

第71号(第90条関係)

保 管 業 廃 止 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第4項 の規定により、 猟銃等 の保管  
第10条の8の2第4項 クロスボウ  
の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及 び 電 話 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

- 備考 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第4項とある及び猟銃等とある内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第4項とある及びクロスボウとある内にレ印を記入すること。
- 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。